

第27回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年8月28日(水)午後1時30分から午後2時00分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二
14番 高山 重人 15番 親谷 隆
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 現況証明願いについて
 - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 農地法第6条第1項の規定による報告について
 - 第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第8 農用地区域の変更について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第27回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、16番 伊藤委員と1番 天水委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第26回の総会以降の諸般について、報告いたします。

8月6日後志山麓地区農業委員会協議会研修会をニセコ町で行われました。皆さんとともに出席しております。なお、来年は蘭越町でございます。

8月7日戦没者追悼式に出席しております。今年は、らぶちゃんホールで行なわれました。

8月25日、ふるさと交流会を札幌ポールスターで行われ、出席しております。

8月27日令和元年度 第2回良質米推進対策会議に出席しております。3階会議室で行われました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1からNO2について、一括上程します。

担当調査員から、順次調査の報告をお願いします。

2番
(近藤委員)

番号1、2番について説明いたします。番号1番、私と山田委員、杉本委員の3名で調査をして参りました。かなりの年数がたっておりまして、しらかばが5メートル以上の長さになっている状態で、農地採草放牧以外として確認いたしました。場所につきましては、〇〇〇宅前から上がって〇〇〇へ上がって奥の農地です。

番号2番の〇〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、畑、畑、畑、田となっていますが、これも確認いたしました。農地採草放牧地以外として確認して参りました。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長

質疑なしと認めます。

議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による、許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和元年8月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑は〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は後継者に農地を贈与するものです。成立する法律関係は贈与、価格は無償です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営する農地の所有権移転であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずる

ものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 NO1について、地区担当委員の補足説明を願います。

2番
(近藤委員) 1番についてご説明いたします。内容について事務局説明のとおり、〇〇への無償贈与であります。場所につきましては、〇〇〇に向かって行って、〇〇〇宅の住宅のすぐ脇であります。よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第2号は、原案のとおり決定し、許可することとします。
日程第6、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和元年8月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認をさせていただきます。平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人となりました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。事業要件は、売上高の過半が農業であること。構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役

員の過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

番号1、令和元年7月31日付けで〇〇〇より平成30年4月1日から平成31年3月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

また、令和元年8月5日付けで〇〇〇より平成30年3月1日から平成31年2月28日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、本案については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第7、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和元年8月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権設

定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は使用貸借権の設定、成立する法律関係は使用貸借です。契約期間は、令和元年9月9日から令和11年9月8日までの10年間です。貸付理由は、継続して後継者へ農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

16番
(伊藤委員)

1番の件ですけども、内容については事務局説明とおおりです。お手元の図面の〇〇〇ありますが、〇〇さん宅前の場所となります。〇〇〇を上っていった所、〇〇〇になる場所になります。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第4号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。
日程第8、議案第5号農用地区域の変更についてを議題とします。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第5号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。令和元年8月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

今回協議があったのは、除外が1件です。

番号1、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇が田で〇〇〇㎡、〇〇番〇が畑で〇〇〇㎡です。〇〇〇として活用するため、除外するものです。場所は〇〇〇にある土地です。農地区分は、〇〇〇から300m以内の農地であり、農業上の利用の確保の必要性が低いことから、第3種農地になると考えております。

当案件については、除外後、転用を希望するものであり、代替え可能な土地がないと判断されるため、今後における転用についてもやむを得ないのではないかとということで農政係と協議の上、申請を受理した経過にあります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

2番
(近藤委員)

〇〇〇の目的ですが、この場合、農用地から外すということで申請あがっているということで良いですね。農用地区域を除外するという事だから、農用地区域を外して〇〇〇をやるということで。これからのスマート農業は、そのような物に対応した、〇〇〇もそうなので、これは将来的には良いことではないかと感じています。農用地区域を外すという理解で良いのですよね。

事務局
(木村局長)

今、近藤委員から言われたとおり、農用地区域を外して、可能であればその後、転用申請が出てきて、許可後に〇〇〇とかを新設するようになります。

農振については、農政係が担当でやっていたもので、振興局に確認したところ、農業にかかわる〇〇〇であればやぶさかではない、現在、本庁にも振興局から確認して、それはそこでしかできないのであればやむを得ないのではないかととなっております。

議長

只今、局長から説明がありましたが、この件に関しましては〇〇〇ということで、まだ例がないということで色々な方向から、〇〇もすぐ近くにありますが、〇〇もありませんし、色々調べさせていただいた結果このような運びとなりました。

事務局
(木村局長)

議長からもありましたが、私共は農地を守りたいと思う気持ちは当然あり、出来ることならば農地のままでと願いはあったのですが、〇〇〇での確なのか、〇〇〇がすぐそばにある、〇〇〇すぐそこにあるなど。農業委員会で判断するべきものでもなく、道の方からそういう答えでした。〇〇〇というのが、今〇〇〇の許可を出しているようです。

議長

ほかに質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。

本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第5号については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知します。

その他の報告について事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

(1) 本日、総会終了後に農作物の作柄調査を実施しますので、1階ロビーへ集合してください。庁舎前にワゴン車2台、公用車1台で実施いたします。

(2) 次回の総会は、9月24日、火曜日午前8時から予定しております。

(3) 後志地方農業委員会連合会の道内視察研修について、10月30日から31日まで1泊2日で開催されます。30日の水曜日は、滝川市 花野菜技術センターへ視察し、翌31日は羊ヶ丘 北海道農業研究センターへ視察いたします。なお、参加者は、振興・農政専門委員会の8名となります。

また、北海道農業会議主催の地区別農業委員等研修会については、11月22日、金曜日13時30分から岩内町地方文化センターで開催されますので日程調整をよろしく願いいたします。

(4) 道外視察研修について、11月13日水曜日から15日金曜までの2泊3日で、埼玉大宮区の農研機構でスマート農業、千葉県香取市農業委員会で人・農地プラン、茨城県稲敷市のアグリクリ

エイトで米ゲル用水稲について現在調整中です。

以上で報告を終わります。

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第27回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時00分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩